

福島県依存症等に関する問題に取り組む民間団体支援事業費補助金交付実施要領

1 概要

この要領は、福島県依存症等に関する問題に取り組む民間団体支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条に定める民間団体に対し、補助を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 事業計画書の提出

民間団体が、交付要綱で定める事業を実施し、補助金の交付を希望する場合は、事業計画書（別紙1）及び収支予算書（別紙2）を知事が定める日までに提出するものとする。

3 事業計画書の添付書類

- （1） 団体概要（別紙1－1）
- （2） その他知事が必要と認める書類

4 選定方法

提出のあった事業については、福島県保健福祉部障がい福祉課内に設置する選考委員会において審査を行い、事業を選定する。

5 交付申請

事業決定を受理した団体は、交付要綱第5条に定める交付申請書を県に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成30年8月29日から施行する。